

令和7年9月定例会

文教厚生委員会説明資料

病院局

目 次

I 提 出 予 定 案 件	-----	3
1 その他の議案等	-----	3
(1) 令和6年度徳島県病院事業会計決算の認定について	-----	3
(2) 令和6年度決算に係る資金不足比率の報告について	-----	4

1 その他の議案等

(1) 令和6年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和6年度徳島県病院事業会計の決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

（2）令和6年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会計名	資金不足比率
徳島県病院事業会計	—

（備考）資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳監第2029号
令和7年9月2日

徳島県知事　後藤田　正純　殿

徳島県監査委員
同
同
同
同

鹿
大
福
井
平
山西
山村
山

公
康
正
保
尚
弘
生
啓
裕
道

令和6年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公团体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

資金不足比率審査意見書

第1 審査等の種類

資金不足比率の審査

第2 審査の対象

令和6年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

- 提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか
- その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

第4 審査の実施内容

審査に当たつては、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料及び現金提出を査定職員の職務として実施した。

第5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法に適合し、正確であることが認められた。

会 計 名	令 和 6 年 度 資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
徳 島 県 港 湾 等 整 備 事 業 特 別 会 計	— %	2 0 %
徳 島 県 病 院 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 電 気 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 土 地 造 成 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 駐 車 場 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	2 0

(注) 資 金 不 足 比 率 は 、 資 金 不 足 額 が な い た め 、 「 — 」 と 記 載 し た 。